

長野県公安委員会告示第17号

長野県公安委員会が委託する高齢者講習等業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格を次のように定めます。

平成28年4月21日

長野県公安委員会委員長

長野県公安委員会が委託する高齢者講習等業務の一般競争入札に参加する者に必要な資格
(高齢者講習等業務)

第1 高齢者講習等業務とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条の2第1項第3号のイに規定する認知機能検査及び同法第108条の2第1項第12号に規定する講習(以下「高齢者講習」という。)を行う業務をいう。

(一般競争入札参加資格の申請に必要な要件)

第2 高齢者講習等業務の一般競争入札に参加する資格(以下「入札参加資格」という。)の申請をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的としている法人であること。
- (2) 高齢者講習等業務と同種の業務を過去において誠実に行った実績を有する法人であること。
- (3) 県内に事務所又は事業所を有している法人であること。
- (4) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第12項に定められた高齢者講習を行う専門的知識を有する者として、長野県公安委員会の行う資格審査に合格した指導員を、北信運転免許センター、東信運転免許センター及び中南信運転免許センターに必要な人数を配置することができる法人であること。
- (5) 高齢者講習等業務の実施に必要な視聴覚機材、運転適性検査器材及び講習用車両を有する法人であること。
- (6) 個人情報 の適正な取扱いを確保するための措置(以下「個人情報安全管理措置」という。)が講じられている法人であること。
- (7) 長野県公安委員会が高齢者講習等業務の入札の都度行う事前研修を受講している法人であること。
- (8) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(入札参加資格審査の実施)

第3 定期に行う資格審査(以下「定期審査」という。)は、2年に1回行うものとする。

2 前項に規定するほか、長野県公安委員会が必要と認める場合においても審査を行うことがある。

(入札参加者資格の認定)

第4 入札参加資格は、次に掲げる事項について審査した結果に基づき認定するものとする。

- (1) 経営状況及び経営内容
- (2) 業務経歴
- (3) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (4) 個人情報安全管理措置の状況
- (5) その他長野県公安委員会が必要と認める事項

(入札参加資格審査の申請)

第5 入札参加資格を得ようとする者は、高齢者講習等業務入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添えて、長野県公安委員会に提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為の写し
- (2) 入札参加資格の申請の日の直前の事業年度又は営業年度における事業税の納税証明書
- (3) 法人登記事項証明書

- (4) 社内規則
- (5) 経営状況及び経営内容に係る財務諸表等
- (6) 業務経歴に係る関係書類
- (7) 事務所又は事業所一覧表
- (8) 高齢者講習等業務に従事する指導員名簿
- (9) 個人情報安全管理措置に係る関係書類
- (10) 視聴覚機材、運転適性検査器材及び講習用車両を有していることを証する書面

2 前項の申請書の提出期間は、長野県公安委員会が別に定める。

(入札参加資格審査結果の通知)

第6 長野県公安委員会は、入札参加資格を認定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第7 入札参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日の翌日から次期の定期審査による入札参加資格の認定の日までとする。

(入札参加資格の承継)

第8 第6の規定により入札参加資格があると認められた者（以下「有資格者」という。）の事業と同一性を失うことなく組織の変更が行われた場合又は包括継承が行われた場合は、長野県公安委員会の承認を得て、入札参加資格を承継することができる。

2 前項の規定により入札参加資格を承継しようとする者は、遅滞なく高齢者講習等業務入札参加資格承継承認申請書に、事業の一切を承継したことを証する書類を添えて、長野県公安委員会に提出しなければならない。

3 第6及び第7の規定は、第1項の承認について準用する。

(変更届等)

第9 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を長野県公安委員会に届け出なくてはならない。

- (1) 法人が破産により解散したときは、その破産管財人
- (2) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
- (3) 廃業又は営業の停止若しくは休止をしたときは、その役員

2 有資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、高齢者講習等業務入札参加資格認定事項変更届に変更事項を証する書面を添えて、長野県公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 事務所又は事業所の所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者

(申請書類の様式)

第10 この告示に規定する高齢者講習等業務入札参加資格審査申請書等の様式は、長野県公安委員会が別に定める。

東北信運転免許課